

平成30年7月豪雨災害 竹原市復旧・復興プラン 「#がんばろう竹原」

～みんなでつくる！元気・笑顔あふれる強い竹原市の実現～

1 策定の趣旨

今回の豪雨災害を教訓として、市民の暮らしの再建に向けた早急な復旧対策を進め、より安全で安心な災害に強いまちにするため、復興への新たな取組を市民とともに全力で進めていく必要があることから、「平成30年7月豪雨災害 竹原市復旧・復興プラン」を策定します。

2 基本方針

この災害から得た教訓を活かし、国や県など関係機関との連携を図りながら、行政、市民、地域、企業などが一丸となり、各種施策を総合的かつ計画的に展開することで、市民の日常生活と経済活動を早期に取り戻すだけでなく、被災前よりも更に住みよさが実感できるよう、一日でも早い安全で安心な災害に強い竹原市を実現してまいります。

(基本方針)

みんなでつくる！元気・笑顔あふれる強い竹原市の実現

本市がこれまでに経験したことのない災害に立ち向かい、早期の復旧と復興を果たすためには、行政だけでなく、市民、地域、企業などの市全体の力の結集が不可欠であることから、「がんばろう竹原」を合い言葉として設定します。

さらに、多くの人たちの応援を受けることで、元気と勇気がわき、復旧・復興への取組に力強さが増すため、この合い言葉を文面等で記載する際には、市民や関係者がSNS※1等で発信する際に用いる「#（ハッシュタグ）※2」を合い言葉の前につけることで、本市の復旧・復興への取組を市内外の人たちに広く発信、共有し、『みんなでつくる！元気・笑顔あふれる強い竹原市』を実現していきます。

(市民一丸となる合い言葉)

#がんばろう竹原

※1 SNS/Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略語。TwitterやFacebook、インスタグラムなど、互いがWeb上で友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーションサービスのこと。

※2 #（ハッシュタグ）/ソーシャルネットワークサービスに投稿したメッセージにおいて、言葉やフレーズの前に“#”を付けると、同じようなタグ付きメッセージを収集・共有することができ、それが存在する全メッセージを電子的に検索できる。

3 プランの期間

このプランの期間は、平成30年度(2018)から進めているものを含め、平成31年度(2019)から2020年度までを目標として取り組むこととします。

4 平成30年7月豪雨の被災状況（平成31年1月29日現在）

(1) 被害をもたらした大雨の状況

平成30年7月3日から8日にかけて降り続いた雨は、時間最大雨量58mm、総雨量554mmという本市が経験したことのない豪雨をもたらしました。

本市では初めて大雨特別警報が発令され、この6日間で、過去の7月最大月間降水量を上回る雨量を記録しました。

(2) 避難の状況

- ① 避難所数(最大) 24箇所以上（うち指定避難所23箇所・自主避難所1箇所以上）
- ② 避難者数(最大) 791名

(3) 被害状況

① 人的被害

死亡者	6名
うち災害関連死	2名
負傷者	5名

② 住家被害（り災証明の発行件数）

全壊	35件
大規模半壊	44件
半壊	330件
床上浸水	36件
床下浸水	231件
半壊に至らない	15件
合計	691件

③ 公共施設等の被害状況

- ・ 市営住宅
37箇所（八代谷、柏、上市など）
- ・ 学校・幼稚園
10箇所（東野小学校、仁賀小学校、竹原西幼稚園など）
- ・ 公民館
1箇所（東野公民館）
- ・ 児童関係施設
2箇所（東野保育所、東野放課後児童クラブ）
- ・ 地域集会所
2箇所（大福地集会所・金九郎集会所）
- ・ 公共土木施設被害（市道、市橋梁、普通河川、水路など）
165箇所（市道上田万里線、上成井橋など）
- ・ 農地・農業用施設等被害（農地、農業用施設、林道）

110箇所（林道三津仁賀線など）

- ・ 国が管理する公共土木施設（国道2号，国道185号など）
- ・ 県が管理する公共土木施設（国道432号，県道三原竹原線，県道南方竹原線，その他県道，賀茂川，葛子川，田万里川，本川）

④ 土砂災害

175件（市内各地）

⑤ 指定文化財

5箇所（頼惟清旧宅，松阪家住宅など）

⑥ 上水道（断水発生日時及び断水世帯数）

平成30年7月7日6時40分 1,622世帯

（東野町，新庄町，西野町，仁賀町，田万里町，小梨町，下野町の一部）

⑦ 産業

- ・ 企業（竹原商工会議所調べ 調査数：956事業所 8月31日現在）

被害あり：183事業所

被害総額（推定）：235,820千円（被害額不明事業所も多数）

被害なし：773事業所

- ・ 農業（水稲：1月8日現在，野菜等：平成31年1月8日現在）

被害額：7,705千円（水稲：2,277千円，野菜等：5,428千円）

- ・ 農機具・ハウス（産業振興課調べ 平成31年1月8日現在）

被害額：48,900千円

- ・ 鳥獣被害防止施設（産業振興課調べ 8月1日現在）

被害額：170千円

⑧ 交通機関

- ・ JR呉線 三原～安浦 H30.7.7～H30.12.14 運休
安浦～安芸川尻 H30.7.7～H30.10.27 運休
安芸川尻～広 H30.7.7～H30.10.14 運休

- ・ 芸陽バス

市内路線バス

竹原～三原線 H30.7.7～H30.7.10 運休

竹原～西条線 H30.7.7～H30.7.17 運休

竹原～安芸津線 H30.7.7～H30.7.22 運休

竹原～フェリー線 H30.7.7～H30.7.8 運休

竹原～湯坂温泉入口線 湯坂温泉入口～かんぼの宿間が運休

かぐや姫号 H30.7.7～H30.7.16 運休

5 復旧への主な取組

(1) 被災者支援

【避難者支援】

① 市営等住宅の確保（建設部）

被災者の避難用住宅として、市営住宅16戸を無償提供したほか、県営住宅8戸、国の職員公舎2戸、計26戸を無償提供した。

【医療救護・心身のケア】

① 災害現場における医療救護（福祉部）

広島県、北海道、茨城県や新潟市、相模原市からの保健師派遣を受けながら、要援護者、被災地域の家庭等の巡回訪問を行い、衛生環境の確保や被災者の心身のケアを図った。

② スクールカウンセラーの派遣（教育委員会）

スクールカウンセラー配置により被災家庭等の児童・生徒の支援を実施した。

【生活支援】

① 総合窓口の設置（総務部ほか）

各被災者支援の手続き案内・受付を行う災害総合相談・受付や、住宅被害の応急修理等を受け付ける窓口を市役所ロビーに開設した。（7月24日～9月29日）

② 義援金等の受付（福祉部）

義援金及び寄附金の受付を7月17日から開始した。義援金配分委員会を8月10日に設置、被災者への第1次配分を決定し、8月31日から支払いを開始した。

③ り災証明の発行（総務部）

り災証明書申請受付を7月10日から開始し、平成31年1月29日現在で691件のり災証明書を発行した。

④ 税金・手数料の減免（総務部ほか）

被災者の固定資産税等の市税や各種手数料を減免した。

⑤ 中学生及び高校生の通学支援（企画振興部・教育委員会）

市内在住の中学生及び高校生の学習機会の確保や経済的負担の軽減を図るため、借上バスの運行等により通学支援を行った。

⑥ 給水活動の実施（公営企業部）

断水している地域において、他市や自衛隊からの支援を受け、7月7日から8月4日まで応急給水拠点（最大で13箇所）を設け、市民に給水を行った。

- ⑦ 入浴支援（総務部）
断水に伴い、自衛隊による入浴支援を東野公民館で実施した。（7月16日～8月3日）
- ⑧ 教育支援（教育委員会）
今回の豪雨災害の被災により教科書・学用品などを消失した児童・生徒に教科書・学用品を給与した。
また、断水地域や給食用牛乳の供給停止を受け、市立学校児童・生徒に対し飲料水を支給した。（7月13日～7月20日）
- ⑨ ボランティア活動（福祉部）
市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが7月10日に設置され、土砂・家財道具撤去、災害ゴミの運搬等の災害ボランティア活動が行われた。

《ボランティアの活動状況》

区分	7月	8月	9月	10月	11月	合計
人数	758名	1,955名	211名	84名	21名	3,029名

- ⑩ 災害廃棄物の処理（市民生活部）
竹原浄化センターを災害廃棄物の一次仮置場として廃棄物を受け入れた。
（7月10日～8月10日）
早期の生活再建と二次被害防止を図るため、宅地内土砂等撤去担当を7月31日に設置するとともに、宅地内に流入した土砂等の撤去を実施した。

(2) 経済活動の早期復旧

【交通ネットワークの確保】

- ① 道路啓開（建設部）
- 7月7日から道路パトロール、災害調査及び道路啓開を開始した。応急対応が困難な箇所については、車両等が進入しないようにバリケードや注意喚起看板の設置等の安全対策を行った。
 - 地域から寄せられた通報に基づいた道路パトロールも随時実施し、被災状況を把握し、主要な国道や県道の被災状況について国土交通省や広島県に対して情報提供を行い、通行規制等の安全対策や道路啓開を緊急要請した。
 - 主要幹線道路の通行止めについては、国道432号が7月16日、国道2号が7月13日、国道185号が7月14日にそれぞれ応急復旧した。

【経済活動への支援】

- ① 中小企業支援（企画振興部）
被災中小企業から2グループ19社のグループ補助金申請があった。
申請額 141,810千円

(3) ライフラインやインフラ等の復旧・安全確保等

【ライフライン】

① 水道の復旧（公営企業部）

広島県や日本水道協会などからの支援を受け、断水の早期解消を図った。

No.	水系	期間	活動内容
1	東野水系	7月6日～ 8月4日	原水高濁度の原因調査，成井配水池への送水停止，東野水源取水井戸洗浄，東野水源地急速ろ過器応急復旧，自衛隊による水道施設のルート確保，施設調査 ※水道管充排水作業等 ※流出管等の復旧旧工事
2	成井水系	7月7日～ 7月26日	成井浄水場緩速ろ過池の機能回復，急速ろ過器応急復旧，
3	中通水系	7月11日～ 7月23日	施設調査，漏水復旧工事，水道管充排水作業等，自衛隊による水道施設のルート確保

【公共土木施設等の復旧・安全確保等】

① 道路（建設部）

- 道路啓開後，交通量が多い箇所では片側交互通行となっていた国道については，規制解除のための本格復旧を国や県に緊急要請し，順次復旧工事が実施された。
- 現地調査によって判明した危険箇所については，緊急的に通行止めや片側通行によって通行の安全を確保した。道路の寸断による孤立集落については，重点的に応急復旧工事として土砂の撤去を行い，孤立集落，孤立世帯の解消に努めた。
- 道路規制情報に関しては，グーグルマップを活用した地図情報閲覧システムを構築し，本市のホームページで最新の情報を発信した。

② 河川（建設部）

- 賀茂川の河川堤防が崩壊した箇所のうち，今後の出水時に決壊の恐れがあった東野地区やその他の地区において，護岸の応急対応を県に要請し県が大型土のうの設置等の応急処置を行った。
- 賀茂川に架かる市道橋の橋脚に付着した土砂・流木等の除去を河川管理者である県に要請したところ，一部の区間について県が撤去を行った。
- 土砂崩れ等によって河川が氾濫し，河川内に堆積した土砂については，堆積状況を確認した。優先順位をつけて二次災害の危険がある河川については，応急本復旧で浚渫を実施した。

③ かけ崩れ（建設部）

特に大規模なかけ崩れ等があった箇所について，二次災害防止のための土砂撤去を行うとともに，県に対しては，砂防関係事業の応急対応としての緊急安全対策を実施するよう要請した。

④ 公園（建設部）

的場公園やバンブー・ジョイ・ハイランド公園内の災害危険箇所については、立入禁止処置を行った。的場海水浴場については、遊泳禁止看板設置し、公園遊具については土砂の流入のため使用禁止とした。公園内土砂については、撤去作業を行った。

⑤ 農地・農業用施設等（建設部）

農地・農業用施設の被害状況を把握するため、被災直後から現地調査を行った。

被災後、重要ため池を重点的に広島県と点検を行った。下流の住民等に被害を与える可能性のあるすべてのため池を対象に、農林水産省が緊急点検を行った。

【教育施設等の復旧等】

① 市立学校・幼稚園の再開に向けた取組（教育委員会）

各学校施設等の点検や、教職員、市立学校児童・生徒の安否、給食提供、通学路の安全などについて確認等を行い、東野小学校を除く11校を7月10日に再開した。床上浸水した東野小学校は7月17日に再開した。

② 学校施設等の復旧（教育委員会）

東野小学校の床上浸水、仁賀小学校の裏山崩落、竹原西幼稚園の床下浸水、東野公民館の床上浸水被害に対して、応急復旧対応を行った。

③ 児童関係施設（福祉部）

東野保育所・東野放課後児童クラブの再開に向けた応急工事を実施した。

④ 地域集会所（市民生活部）

大福地集会所の床上浸水、金九郎集会所の敷地内遊具・フェンス破損、土砂流入被害に対して、床上浸水内装工事、土砂撤去等工事を実施した。

(4) 市民等への広報及び国等への要望活動の実施

① 市民等への広報（企画振興部）

被災直後から、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用し、被害状況や道路情報、被災者への支援情報等について、随時情報発信を行った。マスコミ各社に、水道施設等の復旧、給水活動の状況、災害ゴミの収集に関する事等、被災者が必要とする情報を提供した。

このほか、被災者支援策について新聞折込の広告を発行し、広く周知を図った。

② 国等への要望活動（企画振興部）

関係国会議員、関係省庁、広島県等に対して、財政支援の強化、二次災害防止のための応急対策の実施、根本的な災害対策の実施について、数次にわたり要望活動を行った。

6 課題等の抽出

被災後の対応や被災状況を踏まえ、今後の復旧・復興に向けた主な課題を次のとおり抽出した。

【主な課題】

(1) 住民生活の復旧に関するもの

- 生活再建支援に係る制度の見直しなどへの柔軟な対応
- 被災者等の健康面のケア・見守り体制の整備
- 通勤・通学者への支援
- 宅地被害への対応

(2) インフラ及び産業の復旧・復興

- 道路・橋梁など公共インフラの早期復旧
- 河川の復旧と堆積物の除去
- 公園の復旧
- 産業再生（経済回復）への対策
- 農地・山林等の復旧への対応（農道・林道等を含む）

(3) 今後の災害発生に備えた体制づくり

- 災害発生に備えた体制づくり
- 避難（避難所）に関する対応改善
- 土砂災害警戒区域への対策

7 復旧・復興に向けた今後の取組

(1) 施策展開の考え方

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向け現状から抽出した課題等を踏まえ、一日も早い災害からの復旧・復興を目指していくために、3つの指針に基づいて施策を展開していきます。



(2) プランの体系図

将来都市像	重点テーマ	プラン	実施施策
<p>元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。</p>	<p>平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興</p>	<p>平成30年7月豪雨災害 竹原市復旧・復興プラン「#がんばろう竹原」</p>	<p>実施施策1「くらしの再建」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域支え合いセンターの運営 ○ 住宅の確保 ○ 被災住宅の応急修理 ○ 宅地内土砂等の撤去 ○ 災害廃棄物の処理 ○ 災害見舞金等の支給 ○ 災害に関する各種減免制度による支援 <p>実施施策2「まちの復旧」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設の復旧 ○ 農地・農業用施設等の復旧 ○ 水道施設等の復旧 ○ 農業振興対策 ○ 商工業・観光等の復興支援 <p>実施施策3「そなえの強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画等の見直し ○ 地域防災リーダーの育成 ○ 災害協定の見直し・新規締結 ○ 避難所の見直し・機能強化 ○ 防災訓練の充実 ○ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

8 施策の方向

(1) 実施施策1「くらしの再建」

平成30年7月豪雨による竹原市の住宅被害について、平成31年1月29日現在691件の報告があり、そのうち、全壊35件、大規模半壊44件、半壊330件にのぼるなど、大きな被害となっています。

このため、被害を受けた世帯が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、被災された一人ひとりに寄り添い、被災者の孤立防止のための見守りや、日常生活上の相談や住民同士の交流機会の提供等を行います。

また、住宅の確保及び被災住宅の応急修理や住宅に流入した土砂等の撤去の実施など生活再建支援を行います。

このほか、災害廃棄物については、一次仮置き場からの搬出や二次仮置き場の確保・処理を行い早期の処理を目指します。

こうした取組などによって、被災者のくらしの再建が早期に実現できるよう取り組んでいきます。

【主な取組】

- 地域支え合いセンターの運営
 - ・相談員による見守り・巡回訪問
 - ・相談支援等、専門機関へのつなぎ
 - ・コミュニティづくりの支援（サロン活動等）
- 被災者の生活支援・再建
 - ・住宅の確保
 - ・被災住宅の応急修理
- 宅地内土砂等の撤去
 - ・被災した家屋の解体・撤去及び宅地内堆積土砂等の撤去
 - ・被災した家屋の解体・撤去及び宅地内堆積土砂等の撤去を既に行った場合の撤去費用の償還
- 災害廃棄物の処理
 - ・一次仮置き場からの搬出・撤去
 - ・二次仮置き場への集積・選別・破砕・処分
- 災害見舞金等の支給
- 災害に関する各種減免制度による支援
 - ・各種使用料及び手数料
 - ・市税（市民税、固定資産税など）、介護保険料、水道料金など

実施施策1「くらしの再建」ロードマップ

項目	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
①地域支え合いセンターの運営 (被災者の相談支援)	<p>地域支え合いセンターの 設置・運営 ・被災者の見守り、巡回訪問 ・相談支援、専門機関へのつなぎ等による生活再建支援 ・住民同士の交流促進</p>		
②被災者の生活支援・再建 (住宅の確保)			
③被災者の生活支援・再建 (被災住宅の応急修理)		<p>年度内に終了する予定ですが、被災者からの要請があれば、平成31年度も支援を継続します。</p>	
④宅地内土砂等の撤去	市撤去		
	費用償還		
	仮置場 (竹原工業・流通団地)		
	査定 (環境省・国交省)	<p>12月中旬</p>	
⑤災害廃棄物の処理	被災現場		
	一次仮置き場 (搬出, 撤去)		
	二次仮置き場 (処理) ※広島中央環境衛生組合が実施		
⑥その他の事業	見舞金受付・支払		
	被災者生活再建支援金 (基礎支援金) の受付 (H31.8まで)		
	被災者生活再建支援金 (加算支援金) の受付 (H33.8まで)		

(2) 実施施策2「まちの復旧」

市民生活に欠かせない社会基盤の復旧は、安全・安心に暮らせる環境を取り戻すために大変重要な部分となります。

このため、被災した道路・河川・橋梁等の復旧に優先順位をつけながら、市民の安全で安定した生活を一日でも早く取り戻せるよう取り組みます。

また、被災した急傾斜地やがけ地については、周辺住民に二次的被害を生じさせないように、その復旧・補強に取り組みます。

農林水産業においては、被害を受けた農業用ハウスや農業用機械等の修繕・再整備等を行う被災農業者に対する支援を行うとともに、被災した農地や林道の早期復旧を図ります。

水道施設については、市民の生活に直結する重要なライフラインとしての機能回復を図るため、管路や施設の早期復旧に取り組むとともに、強靱化のため耐震化や施設更新に計画的に取り組みます。

こうした取組のほか、県による治山事業や砂防事業とも連携し、まちの復旧に向け早急かつ確実に取り組んでまいります。

【主な取組】

- 公共土木施設等の復旧
 - ・河川，道路（橋），がけ崩れの復旧
 - ・総合公園（バンブー・ジョイ・ハイランド，的場公園）の復旧
- 農林水産施設の復旧
 - ・農地，農業用施設等の復旧
 - ・林道の復旧
- 水道施設等の復旧
- 農業振興対策
 - ・ビニールハウス・農業用機械の復旧・撤去等への支援
- 商工業・観光等の復興支援
 - ・グループ補助金を活用した被災中小企業等への支援
 - ・商店街にぎわい創出事業の支援
 - ・観光プロモーションの展開

実施施策2 「まちの復旧」ロードマップ

項目		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
①公共土木施設等の復旧 (河川・道路・がけ崩れ)	河川・道路	応急対策 査定設計 査定	実施設計 復旧工事(優先度の高いものから)	
	がけ崩れ	応急対策 設計	対策工事(優先度の高いものから)	
②公共土木施設等の復旧(公園) バンブー・ジョイ・ハイランド 的場公園		応急対策 査定設計 実施設計 査定	工事	
③農地・農業用施設等の復旧 (農地・農地・農業用施設・林道)	農地・農業用施設	地元意向確認 査定設計 査定	実施設計 復旧工事(優先度の高いものから)	
	林道	応急対策 査定設計 査定	復旧工事	
④水道施設等の復旧 管路・施設		応急対策 設計	工事(関係機関と連携して実施)	
⑤農業振興対策 経営体育成支援事業		被災農業用施設等の復旧補助金の交付		
⑥商工業・観光等の復興支援	グループ補助金	グループ申請 グループ認定 補助金申請 交付決定 確定 支払	共同事業	共同事業
	商店街にぎわい創出事業	支援表明 補助金申請 交付決定 確定 支払		
	観光プロモーション	観光プロモーション		
【参考】広島県による 砂防・急傾斜地・治山対策	砂防・急傾斜地	二次災害防止	災害関連緊急事業 再度災害防止対策事業(～2023(予定)) 災害復旧事業(甚大被害箇所等) 災害復旧事業(その他箇所) 災害復旧事業(その他箇所)	
	治山対策	二次災害防止	治山施設の緊急点検 災害関連緊急治山事業の実施 治山事業(激甚災害対策特別緊急事業等)の実施(～2022) 小規模崩壊地復旧事業等の実施(～2021)	

(3) 実施施策3「そなえの強化」

今回の豪雨災害により、災害時の被害をできる限り軽減するためには日頃から対応・対処等を備えておくこと、また、自助・共助・公助について理解し、市民一人一人が自ら判断して適切な行動をとる重要性を再認識いたしました。

そのため、今回の災害の対応状況を踏まえて、竹原市地域防災計画の適宜・適切な見直しを行い、迅速な災害対応ができる体制の整備や、多様な手段による迅速な情報の収集と確実な情報伝達を図ります。

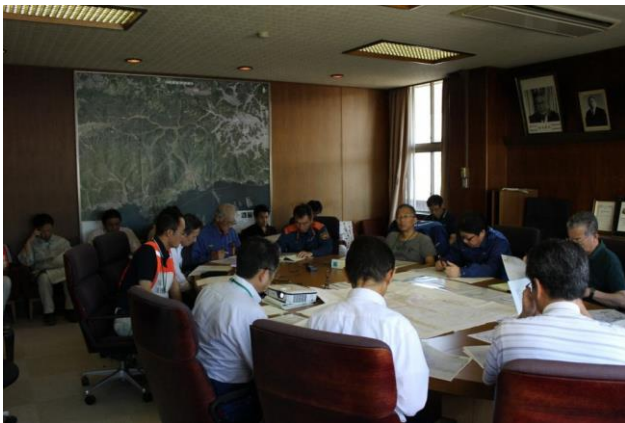
また、今後の災害に備えた民間団体との連携強化や、避難所の見直し・要配慮者^{※1}に適応した避難所運営などに取り組んでまいります。

市民一人一人が的確に命を守る行動がとれるよう、これまでの出前講座^{※2}の実施等による防災教育への取組や、広島県と連携した自主防災組織の活性化、地域防災の担い手となる地域防災リーダー^{※3}等の人材育成を行い、市民の防災意識を高めることで、地域防災力の向上を図ります。

【主な取組】

- 地域防災計画等の見直し
- 地域防災リーダーの育成
- 災害協定の見直し・新規締結
- 避難所の見直し・機能強化
- 防災訓練の充実
- 避難行動要支援者^{※1}の避難支援体制の整備

【災害対策本部会議】



【防災訓練の充実】



※1 要配慮者・避難行動要支援者／「要配慮者」は、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・言葉が理解できない外国人など特に配慮が必要な人をいう。「避難行動要支援者」は、この要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

※2 出前講座／竹原市が行っている仕事について、市民に身近なことから専門的なことまで、市の職員が地域に出向き説明することで、市政の理解を深める取組。

※3 地域防災リーダー／地域の連携や防災力の強化を図るために色々な活動を行う地域の防災担当の役割を担う人のこと。

実施施策3 「そなえの強化」ロードマップ

項目	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	(2020)
○地域防災計画の見直し等			
地域防災計画等の見直し	検証・分析	計画等の見直し	計画等の見直し
地域防災リーダーの育成	地域防災リーダーの育成 自主防災組織の活性化		
災害協定の見直し・新規締結	災害協定の内容の見直し	新規協定の締結	
避難所の見直し・機能強化	見直し・機能強化		
防災訓練の充実	訓練内容の見直し	随時見直し	訓練実施
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	体制整備・機能強化		

「自助」「共助」「公助」とは

災害対策には、自分自身や家族で備える「自助（一人一人の役割）」、地域で助け合う「共助（地域の役割）」、行政が行う「公助（行政の役割）」の3つがあります。

【自助】

一人一人が自ら取り組むこと

それぞれの連携が重要

【共助】

近隣に暮らす人たちが一緒に取り組むこと

【公助】

国や自治体などが取り組むこと

【自助】

(一人一人の役割)

災害に備えて自分でできることを考え、対策しておくことを「自助」といい、災害対策の基本となります。まずは、自分や家族の命を守ることが大切です。自分を守ることで、まわりの方も助けることができます。

【共助】

(地域の役割)

災害時は、地域での助け合いが不可欠です。隣近所や地域全体で力を合わせ、高齢者などの避難行動要支援者の手助けをしたり、避難所の運営に協力するなど相互に助け合う「共助」が重要な役割を果たします。

【公助】

(行政の役割)

国や広島県、竹原市では、平素から災害発生に備え、防災に対する「啓発・準備・整備」を進めています。災害時には、状況を把握しながら、迅速な情報提供、的確な災害対応ができるように努めています。